

令和8年6月12日  
理事長 裁定

## 1 目的

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）のリポジトリは、業務を遂行する上で得られた振興会の事業データ（振興会から資金配分を受けた研究活動により生成された研究データや学術論文等を除く。）のうち、オープンデータ化したものを電子的手段により蓄積し、ネットワークを通じて公開することで、公的資金による研究助成の状況を広く社会に伝えるほか、多様な研究主体による多角的かつ重層的な研究や分析に資するオープンアクセス<sup>1</sup>を推進することを目的とする。この目的を達成するため、本指針により、リポジトリの運用に関して必要な事項を定める。

## 2 リポジトリ収載データの範囲

振興会がリポジトリに収載するデータの範囲は、保有する事業データのうち、誰でもネットワークを通じて容易に利活用できるよう、次のいずれの項目にも該当するデータ及びその内容を示す情報で構成するメタデータ（以下「公開データ」という。）とする。

- (1) 営利・非営利の目的を問わず二次利用可能なもの
- (2) 機械判読<sup>2</sup>に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

## 3 公開データの取扱い

振興会は、公開データを次のように取り扱う。

- (1) 公開データを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて当該複製物を無償で公開（送信）する。
- (3) 利用及び保全のために必要な複製を行う。
- (4) 振興会内外の各種システム等との連携のために当該複製物を提供する。

## 4 公開データの削除等

振興会は、やむを得ない正当な理由があると判断した場合に、予告なく当該公開データを変更または削除することができる。

## 5 公開データの著作権の帰属

公開データの著作権は、振興会に帰属する。

---

<sup>1</sup> ネットワークを通じて誰でも学術情報を無料で利活用できるようにすること。

<sup>2</sup> コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等すること。

## 6 公開データの利用

公開データを利用する場合は、次の条件を遵守するものとする。

(1) 著作権法の定める条件

(2) リポジトリを構築するサーバに過度の負荷がかかるような、検索ロボット<sup>3</sup>やリンク先読み機能<sup>4</sup>等による大量の機械的な検索やダウンロードをしないこと。

(3) その他、振興会がリポジトリを運用する上で支障を来すおそれのある行為をしないこと。

また、公開データは、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際 (CC BY 4.0)<sup>5</sup>に従って利用するものとする。

## 7 無保証及び免責事項

公開データの正確性、網羅性、特定の目的への適合性等について、振興会は一切保証しない。

公開データの利用によって生じたいかなる損害及び不利益についても、振興会は一切の責任を負わない。

## 8 事務組織

リポジトリの運用に係る事務は、振興会学術情報企画室において処理する。

## 9 その他

本指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

本指針は、令和8年6月12日から施行する。

---

<sup>3</sup> インターネット上のウェブサイトを自動で巡回し、検索エンジンが必要とするデータを収集・蓄積するプログラムのこと。

<sup>4</sup> ウェブページの表示速度を上げるために、ページ内にあるリンク先の画像等のデータを予め大量にダウンロードしておくインターネット閲覧ソフトの機能

<sup>5</sup> <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>